

○総務省告示第二百五十号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十六条の四十第一項の規定に基づき、平成十六年総務省告示第四百九十七号（地方税法第七百一条の三十四第三項第二十四号に規定する電気通信事業を営む者を指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年七月一日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
NTT東日本株式会社 NTT西日本株式会社 KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 NTTドコモビジネス株式会社 楽天モバイル株式会社	東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社 KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 楽天モバイル株式会社